

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 政 局  
書 文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 205

## 道警察署告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 205

### 目次

#### 規 則

- 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (医務薬務課) 162
- 北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則..... (産業振興課) 162
- 北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則..... (農業経営課) 163
- 北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則..... (道有林課) 165
- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課) 165

#### 訓 令

- 北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令..... (財産課) 170

#### 告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課) 170
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課) 171
- 道路の供用の開始..... (維持管理防災課) 171
- 土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 171
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 177
- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... (計画管理課) 197
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (調達課) 198

#### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 198

#### 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 200
- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... 200
- 特定調達契約に係る入札の公告..... 201
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (4件)..... 202

#### 道監査委員公表

- 令和2年度に係る随時監査(工事)の結果に対する措置状況の公表..... 204
- 平成30年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況の公表..... 204

#### 道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 204

### 規 則

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第18号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則(平成27年北海道規則第69号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第69条第4項」の次に「若しくは第5項」を加える。

**第2条** 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5項」を「第6項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年8月1日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第19号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則(昭和61年北海道規則第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表5の項中「低温恒温恒湿機」を「低温恒温恒湿装置」に、「6,150円」を「3,700円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表6の項中「6,200円」を「4,200円」に、「1,250円」を「1,700円」に改め、同表中216の項を222の項とし、202の項から215の項までを6項ずつ繰り下げ、201の項を206の項とし、同項の次に次のように加える。

207 溶接機	3,250円	790円
---------	--------	------

別表第1の1の事項の表中200の項を205の項とし、199の項を203の項とし、同項の次に次のように加える。

204 ワイヤレス温度ロガー	3,750円	1,300円
----------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表中198の項を202の項とし、191の項から197の項までを4項ずつ繰り下げ、同表190の項中「熱分析装置」を「熱重量測定装置」に、「11,600円」を「4,300円」に、「1,750円」を「1,800円」に改め、同項を同表194の項とし、同表189の項中「ICP質量分析装置」を「ICP発光分光分析装置」に、「10,500円」を「7,950円」に、「5,550円」を「3,000円」に改め、同項を同表193の項とし、同表中188の項を192の項とし、179の項から187の項までを4項ずつ繰り下げ、178の項を181の項とし、同項の次に次のように加える。

182 可搬型蛍光X線分析計	4,500円	2,000円
----------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表中177の項を180の項とし、172の項から176の項までを3項ずつ繰り下げ、171の項を173の項とし、同項の次に次のように加える。

174 分光測色計（ハンディタイプ）	2,800円	340円
--------------------	--------	------

別表第1の1の事項の表中170の項を172の項とし、164の項から169の項までを2項ずつ繰り下げ、同表163の項中「9,400円」を「9,100円」に、「4,450円」を「4,150円」に改め、同項を同表165の項とし、同表162の項中「5,400円」を「4,300円」に、「430円」を「650円」に改め、同項を同表164の項とし、同表中161の項を163の項とし、160の項を161の項とし、同項の次に次のように加える。

162 超高速液体クロマトグラフ	6,000円	2,300円
------------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表中159の項を160の項とし、158の項を159の項とし、157の項を158の項とし、同表156の項中「2,700円」を「2,800円」に、「210円」を「320円」に改め、同項を同表157の項とし、同表中155の項を156の項とし、125の項から154の項までを1項ずつ繰り下げ、同表124の項中「8,600円」を「6,800円」に、「1,150円」を「1,600円」に改め、同項を同表125の項とし、同表中123の項を削り、122の項を124の項とし、86の項から121の項までを2項ずつ繰り下げ、同表85の項中「水分活性測定装置（露点測定方式）」を「水分活性測定装置」に、「3,900円」を「2,850円」に、「190円」を「290円」に改め、同項を同表86の項とし、同項の次に次のように加える。

87 ニードル式酸素計	2,850円	360円
-------------	--------	------

別表第1の1の事項の表中84の項を85の項とし、77の項から83の項までを1項ずつ繰り下げ、同表76の項中「5,050円」を「2,600円」に、「80円」を「110円」に改め、同項を同表77の項とし、同表中75の項を76の項とし、70の項から74の項までを1項ずつ繰り下げ、同表69の項中「5,200円」を「4,800円」に、「250円」を「370円」に改め、同項を同表70の項とし、

同表中68の項を69の項とし、36の項から67の項までを1項ずつ繰り下げ、同表35の項中「6,300円」を「4,200円」に、「1,350円」を「1,750円」に改め、同項を同表36の項とし、同表中34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項の次に次のように加える。

32 ハイパースペクトルカメラシステム	4,850円	2,350円
---------------------	--------	--------

別表第2の1の事項の表4の項中「9,400円」を「6,700円」に改め、同表40の項中「5,800円」を「7,300円」に改め、同表50の項中「12,400円」を「12,700円」に改め、同表51の項中「12,300円」を「9,850円」に改め、同表56の項中「2,600円」を「2,650円」に改め、別表第2の2の事項の表1の項中「5,250円」を「6,800円」に改め、同表6の項中「8,100円」を「6,750円」に改め、同表中35の項を37の項とし、34の項を36の項とし、33の項を34の項とし、同項の次に次のように加える。

35 定性元素分析（可搬型蛍光X線分析計）	1件ごとに	6,950円
-----------------------	-------	--------

別表第2の2の事項の表中32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、同表30の項中「6,500円」を「7,950円」に改め、同項を同表31の項とし、同表中29の項を30の項とし、同表28の項中「15,100円」を「6,750円」に改め、同項を同表29の項とし、同表中27の項を28の項とし、20の項から26の項までを1項ずつ繰り下げ、同表19の項中「13,900円」を「15,900円」に改め、同項を同表20の項とし、同表中18の項を19の項とし、9の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表8の項中「21,300円」を「18,200円」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次のように加える。

8 超高速液体クロマトグラフ分析	1件ごとに	8,500円
------------------	-------	--------

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の承認の申請がされた施行日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料については、なお従前の例による。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第20号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則  
北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

科目及び時間数の基準

区分		科目（単位数）		時間数	
		第1学年	第2学年	第1学年	第2学年
教養科目	必修科目	農業技術基礎(1) 体育 I(1) 外国語 I(1)	体育 II(1) 外国語 II(1)	75	60
	特別活動(2)			90	
共通専門科目	選択科目	アグリライフ論(2) 英会話(1) 農村活性化論(1)		60	
	必修科目	農業機械学(1) 農業機械学演習(1) 刈払機基礎(1) 農業簿記(1) 農業簿記演習(1)	農政・経済(1) 農業経営(1) 経営分析論演習(1) 経営設計(2) 経営設計演習(1)	105	120
共通専門科目	選択科目	農畜産物加工・起業概論(2) スマート農業機械学(1) 新規参入者入門(1) キャリアデザイン(1) 危険物(2)	毒物劇物(2) 長期海外研修等実践英会話(1) 海外農業視察研修(2) アグリビジネス論(1)	105	135
	選択科目	乳牛飼養論(1) 肉牛飼養論 I(1) 畑作栽培概論(1) 野菜栽培概論(1) 溶接(1)		90	
畜産経営学科専	必修科目	プロジェクト概論(1) 家畜飼養論(1) 牛体管理演習(1) 専攻実習(6) スマート農業機械学演習(1) 家畜栄養学(1) 家畜解剖学(1) 家畜育種論(1) 体験学習(9) 畜舎管理実習 I(3) 飼料作物学(1) プロジェクト実践 I(2) 家畜繁殖学 I(2) 農場HACCP概論(1)	プロジェクト実践 II(8) 畜舎管理実習 II(3) 家畜飼養管理演習(1) 卒業論文(4)	1,110	645

養成課程	門科目	環境土壌学(1)		300		
		選択科目	家畜衛生演習(1) 情報処理演習(1) 飼料調製草地管理実習(1) 家畜繁殖学 II(2) 家畜繁殖学演習(3) 家畜衛生学(1) 畜産物加工流通論(1) 生物工学(1) 肉牛飼養論 II(1)			
畑作園芸経営学科専門科目	必修科目	生物工学演習(1) 植物生理概論(1) プロジェクト概論(1) 畑作園芸機械施設論(1) 畑作園芸機械施設演習(1) 作物保護(3) 専攻実習(8) 体験学習(9) GAP概論(1) プロジェクト実践 I(2) 土壌肥料実験(1) 土壌肥料学(1)	プロジェクト実践 II(10) 農産物流通論(1) 卒業論文(4)	1,065	585	
		作業機械技能演習(2)		60		
畑作園芸経営学科専門科目	選択科目	スマート農業機械学演習(1) クリーン農業・環境保全論(1) 情報処理演習(1)		75		
		麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)		120		
計				畜産経営学科	1,455	1,260
計				畑作園芸経営学科	1,485	900
計					360	
		研究課題計画演習 I(3)	総合実習 II(15)			

研究課程	必修科目	総合実習Ⅰ(15)	研究課題計画演習Ⅱ(2)	1,215	1,200
		農業機械組織利用演習(1)	農協・農業団体論(1)		
	財務管理(3)	農業法人化論(1)	225	30	30
	長期計画演習(3)	農業税務基礎(1)			
専門研究(3)	農業政策(1)				
農業経済(1)	環境保全演習(1)				
農業経営(1)	卒業論文(9)				
農業経営者実践論(1)	先進農業特別実習(1)				
農業統計(1)	アグリサポート演習Ⅱ(2)				
農業技術概論(1)					
農業支援組織論(2)					
家畜飼養特論(2)					
作物栽培特論(2)					
アグリサポート演習Ⅰ(1)					
		6次産業化実践実習(2)		225	
		6次産業化実践論(4)			
		畜産経営学(2)			
		農産経営学(2)			
		新規参入基礎講座(1)			
選択科目	作物栽培基礎(1)	特別講座(2)	30	30	
	土壌肥料学(1)				
		労働衛生・労働管理(2)	30		
		計	1,245	1,230	
			255		

**附 則**

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日において現に北海道立農業大学の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

**北海道規則第21号**

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第39条中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

**附 則**

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日以前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

**北海道規則第22号**

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部岩見沢市の項中「549」を「589」に改め、同部札幌市の項中「5,311」を「5,186」に改め、同部江別市の項中「1,356」を「1,354」に改め、同部北広島市の項中「1,156」を「1,036」に改め、同部函館市の項中「1,815」を「1,708」に改め、同部木古内町の項中「15」を「39」に改め、同部七飯町の項中「102」を「126」に改め、同部旭川市の項中「1,189」を「1,253」に改め、別表第1の2の表駐車場の部岩見沢市の項中「373」を「417」に改め、同部札幌市の項中「3,975」を「3,850」に改め、同部江別市の項中「1,368」を「1,366」に改め、同部函館市の項中「1,525」を「1,505」に改め、同部木古内町の項中「15」を「39」に改め、同部七飯町の項中「54」を「83」に改め、同部旭川市の項中「471」を「507」に改める。

別表第4 岩見沢市の部に次のように加える。

わかば中央団地駐車場	3,530円
------------	--------

別表第4 函館市の部ガーデンヒル旭岡第三団地駐車場の項中「3,060円」を

「3,060円」に改め、同表七飯町の部に次のように加える。

大中山団地駐車場	2,730円
----------	--------

別記第1号様式（裏）中「すべて」を「全て」に改め、「㊟」を削る。

別記第1号様式の2中

印	
---	--

印	
印	
印	
印	

を


に改め、同様式末尾欄外注を

次のように改める。

注 生年月日を証する書面を添付してください。

別記第2号様式の3、別記第2号様式の5、別記第2号様式の6、別記第3号様式(表)、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第8号様式及び別記第10号様式から別記第11号様式の2までの規定中「㊟」を削る。

別記第13号様式及び別記第14号様式中

名義人氏名	印	自宅電話番号
-------	---	--------

--	--	--

を

名義人氏名	自宅電話番号

に改める。

別記第16号様式、別記第18号様式、別記第21号様式、別記第23号様式、別記第25号様式、別記第27号様式、別記第31号様式、別記第33号様式及び別記第34号様式中「㊟」を削る。

別記第35号様式中「氏名 ㊟」を「氏名  
」に、「入居者氏名 ㊟」を「入居者氏名

に改める。

別記第36号様式及び別記第38号様式中「㊟」を削る。

**第2条** 北海道営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(表)中

<p>2 控除額</p> <p>同居・扶養控除額 円× 人=</p> <p>老人扶養控除額 円× 人=</p> <p>特定扶養親族控除額 円× 人=</p> <p>障害者控除額 円× 人=</p> <p>特別障害者控除額 円× 人=</p> <p>寡婦(夫)控除額 円× 人=</p> <p>控除額合計</p>	<p>収入年額： _____</p> <p>収入月額： <input type="text"/></p> <p>4 年度入居収入基準 _____ 円</p> <p>5 入居収入基準 適合・不適合</p> <p>審査者名： _____</p>
---	--

を

<p>2 控除額</p> <p>基礎控除振替額 円× 人=</p> <p>同居・扶養控除額 円× 人=</p> <p>老人扶養控除額 円× 人=</p> <p>特定扶養親族控除額 円× 人=</p> <p>障害者控除額 円× 人=</p> <p>特別障害者控除額 円× 人=</p> <p>寡婦控除額 円× 人=</p>	<p>収入年額： _____</p> <p>収入月額： <input type="text"/></p> <p>4 年度入居収入基準 _____ 円</p> <p>5 入居収入基準 適合・不適合</p>
--	---

に改める。

ひとり親控除額	円× 人=	審査者名：
控除額合計		

別記第7号様式中

年間所得総額		控除額の内訳	同居・扶養控除額	円× 人=
控除額の合計			老人扶養控除額	円× 人=
認定収入年額			特定扶養親族控除額	円× 人=
収入月額			障害者控除額	円× 人=
収入階層	I II III IV V VI		特別障害者控除額	円× 人=
本年度の家賃月額			寡婦（夫）控除額	円× 人=
			控除額合計	

を

年間所得総額		控除額の内訳	基礎控除振替額	円× 人=
控除額の合計			同居・扶養控除額	円× 人=
認定収入年額			老人扶養控除額	円× 人=
収入月額			特定扶養親族控除額	円× 人=
収入階層	I II III IV V VI		障害者控除額	円× 人=
本年度の家賃月額			特別障害者控除額	円× 人=
			寡婦控除額	円× 人=
			ひとり親控除額	円× 人=
			控除額合計	

に改める。

別記第7号様式の2中

年間所得総額		控除額の内訳	同居・扶養控除額	円× 人=
控除額の合計			老人扶養控除額	円× 人=
認定収入年額			特定扶養親族控除額	円× 人=
収入月額			障害者控除額	円× 人=
収入階層	I II III IV V VI		特別障害者控除額	円× 人=
本年度の家賃月額			寡婦（夫）控除額	円× 人=
			控除額合計	

を

年間所得総額		控除額の内訳	基礎控除振替額	円× 人=	
控除額の合計			同居・扶養控除額	円× 人=	
認定収入年額			老人扶養控除額	円× 人=	
収入月額			特定扶養親族控除額	円× 人=	
収入階層	I II III IV V VI		障害者控除額	円× 人=	
本年度の家賃月額			特別障害者控除額	円× 人=	
			寡婦控除額	円× 人=	
			ひとり親控除額	円× 人=	
			控除額合計		

に改める。

別記第8号様式中

年間所得総額		同居・扶養控除額	円× 人=
--------	--	----------	-------

控除額の合計		控除額の内訳	老人扶養控除額	円×	人=
認定収入年額			特定扶養親族控除額	円×	人=
収入月額			障害者控除額	円×	人=
収入超過基準			特別障害者控除額	円×	人=
収入階層	I II III IV 裁V 裁VI		寡婦（夫）控除額	円×	人=
			控除額合計		

を

年間所得総額		控除額の内訳	基礎控除振替額	円×	人=
控除額の合計			同居・扶養控除額	円×	人=
認定収入年額			老人扶養控除額	円×	人=
収入月額			特定扶養親族控除額	円×	人=
収入超過基準			障害者控除額	円×	人=
収入階層	I II III IV 裁V 裁VI		特別障害者控除額	円×	人=
			寡婦控除額	円×	人=
			ひとり親控除額	円×	人=
			控除額合計		

に改める。

別記第11号様式中

年間所得総額		控除額の内訳	同居・扶養控除額	円×	人=
控除額の合計			老人扶養控除額	円×	人=
認定収入年額			特定扶養親族控除額	円×	人=
収入月額			障害者控除額	円×	人=
収入超過基準			特別障害者控除額	円×	人=
収入階層	I II III IV 裁V 裁VI		寡婦（夫）控除額	円×	人=
			控除額合計		

を

年間所得総額		控除額の内訳	基礎控除振替額	円×	人=
控除額の合計			同居・扶養控除額	円×	人=
認定収入年額			老人扶養控除額	円×	人=
収入月額			特定扶養親族控除額	円×	人=
収入超過基準			障害者控除額	円×	人=
収入階層			特別障害者控除額	円×	人=
			寡婦控除額	円×	人=
			ひとり親控除額	円×	人=

に改める。

収入階層	I II III IV 裁V 裁VI	控除額合計
------	--------------------	-------

別記第11号様式の2中

年間所得総額		控除額の内訳	同居・扶養控除額	円× 人=
控除額の合計			老人扶養控除額	円× 人=
認定収入年額			特定扶養親族控除額	円× 人=
収入月額			障害者控除額	円× 人=
収入超過基準			特別障害者控除額	円× 人=
収入階層	I II III IV 裁V 裁VI		寡婦(夫)控除額	円× 人=
			控除額合計	

を

年間所得総額		控除額の内訳	基礎控除振替額	円× 人=
控除額の合計			同居・扶養控除額	円× 人=
認定収入年額			老人扶養控除額	円× 人=
収入月額			特定扶養親族控除額	円× 人=
収入超過基準			障害者控除額	円× 人=
収入階層	I II III IV 裁V 裁VI		特別障害者控除額	円× 人=
			寡婦控除額	円× 人=
			ひとり親控除額	円× 人=
			控除額合計	

に

改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中

寡婦等	特定	老人	障害	特障

老人	特定	障害	特障	寡婦	ひとり親

を

に改める。



別記第36号様式中

「同居扶養 老人 特定扶養 障害 特別障害 寡婦」を

「老人 特定扶養 障害 特別障害 寡婦 ひとり親」に、

を

に改める。

**附 則**

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

**訓 令**

**北海道訓令第1号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令  
北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第38条第4項」を「第38条第3項」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第232号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 

(1) A重油（JIS 1種1号）（1リットル当たりの単価）	710,000リットル
(2) 軽油（JIS 2号）（1リットル当たりの単価）	760,000リットル
(3) 潤滑油	
ア シェルリムラFB30又は同等品（1リットル当たりの単価）	23,000リットル
イ シェルガデニヤS-3/40又は同等品（1リットル当たりの単価）	13,700リットル
- 落札を決定した日  
令和3年3月18日
- 落札者の氏名及び住所
 

(1) 氏 名	北海道エネルギー株式会社
(2) 住 所	札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 落札金額
 

(1)	86.5円
(2)	100.4円
(3)ア	450.0円
イ	430.0円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
令和3年1月22日付け北海道告示第46号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課  
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第233号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道  
 2 路線名 函館空港線  
 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
函館市高松町509番14地先から 同市高松町505番27地先まで		前	27.99mから 74.67mまで	152.85m	—
		前	27.99mから 61.41mまで	131.40m	—
		後	27.99mから 74.67mまで	152.85m	—

- 4 供用開始の期日 令和3年3月28日

**北海道告示第234号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 函館臨空工業団地線	函館市鈴蘭丘町3番3地先から 同市日吉町4丁目64番1地先まで	令和3.3.26
道道 函館空港インター線	函館市高松町506番4地先から 同市上湯川町297番1地先まで	令和3.3.28

**北海道告示第235号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
夕張市-1(〈5)-0-209-1)  
 (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市清水沢1丁目(次の図のとおり)  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り  
 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
夕張市-2(〈5)-0-209-2)  
 (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市紅葉山(次の図のとおり)  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り  
 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
紅葉山(0-11-11)  
 (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市紅葉山、沼ノ沢(次の図のとおり)  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り  
 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
南清水沢(0-12-12)  
 (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市南清水沢2丁目、南清水沢4丁目、清水沢清陵町(次の図のとおり)  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り  
 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
南清水沢(2)(0-13-13)  
 (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市清水沢2丁目、清水沢3丁目、清水沢清栄町(次の図のとおり)  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り  
 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

<p>平和(2) (0-15-15)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市千代田、清水沢1丁目、清水沢2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 真谷地 (0-20-20)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市真谷地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南部 (0-21-21)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市南部大宮町、南部東町、南部若美町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南清水沢川 (I-07-0410)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市南清水沢1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北岸寺の沢川 (I-07-0800)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市真谷地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富野川右1の沢川 (II-07-0230)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市富野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 富野川右3の沢川 (II-07-0260)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市富野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 横山の沢 (II-07-0330)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市滝ノ上 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 滝ノ上4の沢川 (II-07-0340)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市滝ノ上 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中島の沢川 (II-07-0370)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市紅葉山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南清水沢3丁目沢川 (II-07-0400)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市南清水沢3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 服部の沢川 (II-07-0420)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市南清水沢1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

- 土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
若美町沢川（Ⅱ-07-0710）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市南部若美町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
沼の沢1の沢川（Ⅱ-07-0780）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
沼の沢3の沢川（Ⅱ-07-0820）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
沼の沢4の沢川（Ⅱ-07-0830）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
久留喜1の沢川（Ⅱ-07-0840）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市紅葉山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
滝の沢（Ⅱ-07-0870）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市登川（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
真鍋の沢川（Ⅱ-07-0880）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市紅葉山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
藤田の沢川（Ⅱ-07-0890）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市紅葉山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
川向の沢川（Ⅱ-07-0920）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市紅葉山、滝ノ上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
中山の沢川（Ⅱ-07-0930）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市滝ノ上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
南清水左の沢川（Ⅲ-07-013）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
夕張市南清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
千代田東1の沢川（Ⅲ-07-014）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

<p>夕張市千代田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 千代田東2の沢川（Ⅲ-07-015）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市千代田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ワサビの沢川（Ⅲ-07-028）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町、南部住の江町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鹿島富士見の沢川（Ⅲ-07-041）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市鹿島北栄町、鹿島富士見町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清湖1の沢川（Ⅲ-07-047）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市清水沢清湖町、沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 砂金の沢川（Ⅲ-07-050）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市清水沢清陵町、沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 真谷地4号沢川（Ⅲ-07-055）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 病院の沢右川（Ⅲ-07-057）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 楓中の沢川（Ⅲ-07-064）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市楓（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 佐賀の沢川（Ⅲ-07-066）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 斎場の沢川（Ⅰ-61-0030）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 宗谷郡猿払村鬼志別西町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小石小学校沢川（Ⅰ-61-0020）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 宗谷郡猿払村小石（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>小石（6-7-340）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 宗谷郡猿払村小石（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 三沢川（Ⅱ-75-1130）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町野上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 6の沢川（Ⅰ-75-1260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布上武利（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中里（7-13-391）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原、生田原豊原（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 生田原（7-14-392）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原、生田原伊吹、生田原岩戸、生田原豊原（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 学田（7-15-393）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町向遠軽、弥生、大通北10丁目、大通北11丁目、一条通北9丁目、一条通北10丁目、二条通北8丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>地滑り</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 白龍（7-16-394）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町白竜（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 天神(2)（7-17-395）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布天神町、丸瀬布南丸（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中島（7-18-396）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布南丸（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 武利(2)（7-21-399）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布武利、丸瀬布上武利（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 生野（7-31-493）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡遠軽町生田原豊原（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ポイント神社南の沢（Ⅱ-71-1100）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市字嘉多山（次の図のとおり）</p>
---	--

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ポイント神社の沢川（Ⅱ-71-1110）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 網走市字嘉多山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 カスガ沢（Ⅱ-31-1110）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 市橋の沢川（Ⅱ-62-0300）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字上駒（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上駒の沢川（Ⅱ-62-0290）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字上駒（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 松音知（6-11-344）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字松音知（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福栄橋の沢川（Ⅱ-62-0280）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示</p>	<p>枝幸郡中頓別町字豊平（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清上橋の沢川（Ⅱ-62-0270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字上頓別、字栄（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寺島中沢川（Ⅱ-62-0250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字秋田（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清涼橋北の沢川（Ⅱ-62-0240）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字藤井（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 エイコノ沢川（Ⅱ-62-0210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字兵安（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 茂兵知安川（Ⅱ-62-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字神崎（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 敏音知（6-12-345）</p>
---	--

- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
枝幸郡中頓別町字敏音知（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 65(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
敏音知(2)（6-52-486）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
枝幸郡中頓別町字敏音知、字豊平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 66(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
豊寒別四号沢川南1の沢（Ⅱ-62-0190）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
枝幸郡浜頓別町字頓別原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 67(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
豊寒別二号沢川（Ⅱ-62-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
枝幸郡浜頓別町字トイカンベツ、字頓別原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 68(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
斜内沢川（Ⅰ-62-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
枝幸郡浜頓別町字ショナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 69(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
下頓別（6-8-341）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
枝幸郡浜頓別町字ウツナイ、字頓別原野、字上頓別原野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に

供する。）

**北海道告示第236号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張滝ノ上1（Ⅰ-0-479-479）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市滝ノ上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張滝ノ上2（Ⅰ-0-499-499）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市滝ノ上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢1丁目1（Ⅰ-0-508-508）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢1丁目2（Ⅰ-0-509-509）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢1丁目3（I-0-510-510）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢1丁目4（I-0-511-511）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢1丁目5（I-0-512-512）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張南清水沢1丁目1（I-0-513-513）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市南清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張南清水沢1丁目1-1（I-0-513-513-1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市南清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢1丁目6（I-0-514-514）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢1丁目7（I-0-515-515）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張清水沢宮前町1（I-0-516-516）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市清水沢宮前町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>夕張清水沢宮前町 2 (I-0-517-517)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢宮前町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町 1 (I-0-518-518)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢 3 丁目、清水沢清栄町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町 2 (I-0-519-519)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町、清水沢宮前町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清陵町 1 (I-0-520-520)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清陵町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町 3 (I-0-521-521)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町 (次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清陵町 2 (I-0-522-522)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清陵町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清陵町 3 (I-0-523-523)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清陵町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清湖町 1 (I-0-524-524)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清湖町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清湖町 2 (I-0-525-525)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清湖町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

- 次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張沼ノ沢1 (I-0-526-526)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市沼ノ沢(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張南部住の江町1 (I-0-527-527)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市南部住の江町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張真谷地1 (I-0-528-528)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市真谷地(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張南部夕南町1 (I-0-529-529)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市南部夕南町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張真谷地2 (I-0-530-530)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市真谷地(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張楓1 (I-0-531-531)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市楓(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張南部新光町1 (I-0-532-532)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市南部新光町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張南部新光町2 (I-0-533-533)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市南部新光町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
夕張楓2 (I-0-534-534)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
夕張市楓(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張楓3 (I-0-535-535)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市楓 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部青葉町1 (I-0-536-536)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部青葉町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張富野 (II-0-442-442)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市富野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張滝ノ上3 (II-0-474-474)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市滝ノ上 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢3丁目1 (II-0-489-489)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢1丁目2 (II-0-490-490)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢1丁目8 (II-0-491-491)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢1丁目9 (II-0-492-492)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢3丁目2 (II-0-493-493)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	---

<p>夕張市南清水沢3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢3丁目3（Ⅱ-0-494-494）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢1丁目3（Ⅱ-0-495-495）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢1丁目10（Ⅱ-0-496-496）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢1丁目11（Ⅱ-0-497-497）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢2丁目1（Ⅱ-0-498-498）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢2丁目1（Ⅱ-0-499-499）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢2丁目2（Ⅱ-0-500-500）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢2丁目2（Ⅱ-0-501-501）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>夕張清水沢2丁目3 (II-0-502-502)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町4 (II-0-503-503)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢3丁目、清水沢清栄町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町5 (II-0-504-504)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢4丁目1 (II-0-505-505)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢4丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢4丁目2 (II-0-506-506)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢4丁目(次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢4丁目2-1 (II-0-506-506-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢4丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢宮前町3 (II-0-507-507)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢宮前町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町6 (II-0-508-508)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町6(1) (II-0-508-508-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	--

<p>次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清陵町4 (II-0-509-509)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清陵町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢2 (II-0-510-510)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町7 (II-0-511-511)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清栄町8 (II-0-512-512)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清湖町3 (II-0-513-513)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清湖町(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢3 (II-0-514-514)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢4 (II-0-515-515)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢5 (II-0-516-516)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢6 (II-0-517-517)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張紅葉山1 (Ⅱ-0-518-518)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢7 (Ⅱ-0-519-519)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢8 (Ⅱ-0-520-520)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢9 (Ⅱ-0-521-521)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢10 (Ⅱ-0-522-522)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張紅葉山2 (Ⅱ-0-523-523)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張紅葉山3 (Ⅱ-0-524-524)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢11 (Ⅱ-0-525-525)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張紅葉山4 (Ⅱ-0-526-526)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	--

<p>夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢12（Ⅱ－0－527－527）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢13（Ⅱ－0－528－528）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張紅葉山5（Ⅱ－0－529－529）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢14（Ⅱ－0－530－530）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張沼ノ沢15（Ⅱ－0－531－531）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部住の江町2（Ⅱ－0－532－532）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部住の江町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張紅葉山6（Ⅱ－0－533－533）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張真谷地3（Ⅱ－0－534－534）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

<p>夕張沼ノ沢16（Ⅱ-0-535-535）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部幌南町1（Ⅱ-0-536-536）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部幌南町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張真谷地4（Ⅱ-0-537-537）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張真谷地5（Ⅱ-0-538-538）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張真谷地6（Ⅱ-0-539-539）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張真谷地7（Ⅱ-0-540-540）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部幌南町2（Ⅱ-0-541-541）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部幌南町、南部新光町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部夕南町2（Ⅱ-0-542-542）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部夕南町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部新光町3（Ⅱ-0-543-543）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部新光町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

<p>次の図のとおり</p> <p>92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張真谷地 8 (Ⅱ-0-544-544)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部新光町 4 (Ⅱ-0-545-545)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部新光町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部新光町 5 (Ⅱ-0-546-546)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部新光町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部若美町 1 (Ⅱ-0-547-547)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部若美町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部若美町 2 (Ⅱ-0-548-548)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部若美町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部若美町 2(1) (Ⅱ-0-548-548-1)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部若美町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部新光町 6 (Ⅱ-0-549-549)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部新光町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部菊水町 1 (Ⅱ-0-550-550)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部菊水町、南部新光町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部菊水町 2 (Ⅱ-0-551-551)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部菊水町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	--

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張楓4 (Ⅱ-0-552-552)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市楓 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張楓5 (Ⅱ-0-553-553)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市楓 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢3丁目4 (Ⅲ-0-315-315)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢1丁目12 (Ⅲ-0-316-316)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南清水沢2丁目3 (Ⅲ-0-317-317)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>106(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張清水沢清湖町4 (Ⅲ-0-318-318)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清湖町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>107(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張真谷地9 (Ⅲ-0-319-319)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部幌南町3 (Ⅲ-0-320-320)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部幌南町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部幌南町4 (Ⅲ-0-321-321)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	---

<p>夕張市南部幌南町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>110(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 夕張南部若美町3（Ⅲ-0-322-322）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部若美町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>111(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 初ヶ台の沢川（Ⅰ-07-0360）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>112(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 沼ノ沢一部の沢川（Ⅰ-07-0390）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>113(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清水沢2丁目の沢川（Ⅰ-07-0670）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>114(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南部2号沢川（Ⅰ-07-0720）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部若美町、南部新光町、南部大宮町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>115(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝ノ沢川（Ⅰ-07-0730）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部大宮町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>116(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南部大宮の沢川（Ⅰ-07-0740）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部大宮町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>117(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清陵沢川（Ⅰ-07-0770）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清陵町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>118(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	--

<p>楓一の沢川（Ⅰ-07-0850）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市楓（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>119(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富野の沢川（Ⅱ-07-0240）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市富野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>120(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 富野川右2の沢川（Ⅱ-07-0250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市富野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>121(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝ノ上1の沢川（Ⅱ-07-0310）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市滝ノ上（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>122(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝ノ上2の沢川（Ⅱ-07-0320）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市滝ノ上（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>123(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八線沢（Ⅱ-07-0350）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>124(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山本右の沢（Ⅱ-07-0380）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>125(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清栄1の沢川（Ⅱ-07-0680）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>126(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 葛西の沢川（Ⅱ-07-0690）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

<p>次の図のとおり</p> <p>127(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠幌町沢川2号沢川（Ⅱ-07-0700）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部遠幌町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>128(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ヤマゴの沢川（Ⅱ-07-0750）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部青葉町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>129(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 青葉1の沢川（Ⅱ-07-0760）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部青葉町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>130(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 沼の沢2の沢川（Ⅱ-07-0790）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>131(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 真谷地地区の沢川（Ⅱ-07-0810）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>132(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 楓小学校の沢（Ⅱ-07-0860）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市楓（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>133(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ガラガラ沢（Ⅱ-07-0900）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>134(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 多喜の沢川（Ⅱ-07-0910）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>135(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鬼首山の沢川（Ⅲ-07-011）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

<p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>136(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 陽光団地の沢川（Ⅲ－07－012）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南清水沢1丁目、南清水沢3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>137(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清栄町2の沢川（Ⅲ－07－027）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清栄町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>138(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 遠幌町沢川1号沢川（Ⅲ－07－031）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部夕南町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>139(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大宮1の沢川（Ⅲ－07－032）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部大宮町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>140(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 大宮2の沢川（Ⅲ－07－033）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部大宮町、南部東町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>141(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 千年2の沢川（Ⅲ－07－036）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿島千年町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>142(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 錦町沢川（Ⅲ－07－039）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿島千年町、鹿島錦町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>143(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北栄の沢川（Ⅲ－07－042）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市鹿島北栄町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>144(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鹿島北栄の沢川（Ⅲ－07－043）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	---

<p>夕張市鹿島北栄町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>145(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 青葉2の沢川（Ⅲ-07-046）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市南部青葉町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>146(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清湖2の沢川（Ⅲ-07-048）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清湖町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>147(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 清湖3の沢川（Ⅲ-07-049）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市清水沢清湖町、沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>148(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 真谷地1号沢川（Ⅲ-07-052）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>149(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 真谷地2号沢川（Ⅲ-07-053）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>150(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 真谷地3号沢川（Ⅲ-07-054）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>151(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 病院の沢川（Ⅲ-07-056）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>152(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 真谷地5号沢川（Ⅲ-07-058）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>153(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

<p>真谷地6号沢川（Ⅲ-07-059）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市真谷地（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>154(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 紅葉山橋の沢川（Ⅲ-07-061）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市沼ノ沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>155(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ポントルキ橋横の沢川（Ⅲ-07-062）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>156(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ホロカルクキ川（Ⅲ-07-063）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市楓（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>157(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 楓二の沢川（Ⅲ-07-065）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市楓（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>158(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 久留喜2の沢川（Ⅲ-07-067）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>159(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 久留喜3の沢川（Ⅲ-07-068）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 夕張市紅葉山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>160(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 猿払知来別1（Ⅰ-6-53-2388）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 宗谷郡猿払村知来別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>161(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 猿払知来別2（Ⅰ-6-54-2389）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 宗谷郡猿払村知来別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	---

<p>次の図のとおり</p> <p>162(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 猿払浜鬼志別（Ⅰ－6－55－2390）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 宗谷郡猿払村浜鬼志別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>163(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 二号線川右の沢川（Ⅱ－61－0010）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 宗谷郡猿払村小石（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>164(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 丸瀬布東町5－1（Ⅱ－7－129－1976－1）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布東町、丸瀬布中町、丸瀬布西町、丸瀬布新町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>165(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 丸瀬布上丸（Ⅱ－7－133－1980）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡遠軽町丸瀬布上丸（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>166(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 春日一区の沢（Ⅱ－31－1100）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>167(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鶴川春日1（Ⅱ－3－36－1209）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>168(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鶴川春日2（Ⅱ－3－37－1210）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>169(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中頓別小頓別（Ⅰ－6－59－2394）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字小頓別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>170(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 栄川の沢川（Ⅱ－62－0260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字小頓別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	---

<p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>171(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊沃橋の沢川（Ⅱ-62-0230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡中頓別町字兵安（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>172(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜頓別日の出北（Ⅲ-6-10-607）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>173(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜頓別戸出1（Ⅲ-6-11-608）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘7丁目、クッチャロ湖畔（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>174(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊寒別四号沢川南2の沢（Ⅱ-62-0180）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡浜頓別町字ウソタンナイ、字頓別原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>175(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊寒別一号沢川（Ⅱ-62-0160）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡浜頓別町字頓別原野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>176(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 鬼河原右の沢川（Ⅱ-62-0200）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 枝幸郡浜頓別町字オン子カラマップ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p><b>北海道告示第237号</b> 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年3月26日 北海道知事 鈴木直道</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量</p> <p>(1) 調達をする特定役務の名称 札幌医科大学附属病院既存棟改修第Ⅲ期工事</p> <p>(2) 数量 ア 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階、地下3階、塔屋2階 イ 延床面積 92,631.99㎡</p> <p>2 落札を決定した日 令和3年1月13日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏名 大成・伊藤・岩倉特定建設工事共同企業体</p> <p>(2) 住所 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号</p> <p>4 落札金額 4,422,000,000円</p>
--	---

- 5 契約の相手先を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和2年10月23日付け北海道告示第656号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道建設部建築局計画管理課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第238号**

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。  
令和3年3月26日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項中頓別町農業協同組合及び十勝高島農業協同組合の事項を削り、同項東宗谷農業協同組合の事項中「東宗谷農業協同組合猿払支所」の次に「同中頓別支所」を加え、同項十勝池田町農業協同組合の事項中「同池田支所」の次に「同高島支所」を加える。

2 売りさばき人の項北見信用金庫の事項を次のように改める。

北見信用金庫	昭和40. 8.21	北見信用金庫本店
		同 留辺蘂支店
		同 温根湯支店
		同 相内支店
		同 西支店
		同 東支店
		同 三輪支店
		同 ことぶき支店
		同 卸町支店
		同 北光支店
		同 端野支店
		同 常呂支店
		同 南大通支店
		同 訓子府支店
		同 津別支店
		同 置戸支店
		同 美幌支店

- 同 帯広支店
- 同 南支店
- 同 しらかば支店
- 同 釧路支店
- 同 紋別支店
- 同 滝上支店
- 同 興部支店
- 同 雄武支店
- 同 西興部支店
- 同 旭川支店
- 同 名寄支店
- 同 南が丘支店

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道上川総合振興局告示第1001号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月26日

北海道上川総合振興局長 中島俊明

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
    - ア 乗用自動車の賃貸借その1 一式（1月当たりの単価） 6台分
    - イ 乗用自動車の賃貸借その2 一式（1月当たりの単価） 2台分
    - ウ 乗用自動車の賃貸借その3 一式（1月当たりの単価） 2台分
 アからウまでについては、それぞれの入札による。
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間
    - ア 1の(1)のア及びイ 令和3年7月19日から令和8年7月17日まで
    - イ 1の(1)のウ 令和3年8月23日から令和8年8月21日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
  - (4) 納入場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
  - (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
    - ア 申請の時期 令和3年3月26日（金）から同年4月21日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
    - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
    - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局総務課
  - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道上川総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室  
（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）
  - (2) 入札日時 令和3年5月12日（水）午前11時（送付による場合は、同月11日（火）午後5時までに必着）
  - (3) 開札場所 (1)に同じ。
  - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項

- この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量
    - ア 自動車 3台
    - イ 自動車の賃貸借 1台
  - (2) 予定時期
    - ア 令和3年6月頃
    - イ 令和4年2月頃
 ア及びイについて、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
  - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信用切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。  
また、北海道上川総合振興局のホームページ(<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道上川総合振興局総務課
  - (2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
  - (3) 電話番号 0166-46-5907
- 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :  
a Lease of Car No.1 6 sets  
b Lease of Car No.2 2 sets  
c Lease of Car No.3 2 sets  
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., May 12, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 11, 2021)  
C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,  
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610  
Japan  
Phone : 0166-46-5907

**道 教 育 庁 教 育 局 告 示**

**北海道教育庁空知教育局告示第27号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和3年3月26日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
  - (2) 調達台数及び調達予定枚数
    - ア 11台及び1月当たり 131,403枚
    - イ 1台及び1月当たり 54,284枚
- 2 落札を決定した日  
令和3年3月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1)ア 氏 名 シャープマーケティングジャパン株式会社  
イ 住 所 大阪府八尾市北亀井町3丁目1番72号
  - (2)ア 氏 名 株式会社大和商会  
イ 住 所 岩見沢市6条東3丁目
- 4 落札金額
  - (1)ア 基本料金 0円  
イ 複写料金 1.20円
  - (2)ア 基本料金 500円  
イ 複写料金 0.53円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和3年2月9日付け北海道教育庁空知教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

**北海道教育庁石狩教育局告示第44号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。  
なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。  
令和3年3月26日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類  
令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。
  - (1) 契 約 令和3年3月26日に一般競争入札の公告を行う北海道札幌養護学校スクールバス運行業務委託契約
  - (2) 資 格 スクールバス運行業務委託契約入札参加資格（以下「資格」という。）
  - (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス
- 2 資 格 要 件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
  - (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
  - (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
  - (3) 令和元年度又は令和2年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

#### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和3年3月26日(金)から同月31日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

#### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

#### 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

#### 北海道教育庁石狩教育局告示第45号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和3年3月26日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量  
北海道札幌養護学校スクールバス運行業務委託(1日当たりの単価)  
調達予定数量については北海道札幌養護学校コース一覧のとおりとする。  
(北海道札幌養護学校コース一覧は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで  
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要

する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
令和3年北海道教育庁石狩教育局告示第44号に規定するスクールバス運行業務委託契約入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第2研修室  
(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)
  - (2) 入札日時 令和3年4月5日(月)午前10時(送付による場合は、同月2日(金)午後5時までに必着)
  - (3) 開札場所 (1)に同じ。
  - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交付場所 3に同じ。
  - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>)においてダウンロードすることができる。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
令和3年2月24日付け北海道教育庁石狩教育局告示第23号

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。  
全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

#### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

#### 11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services contract of the Hokkaido Sapporo Special Needs School
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 5, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 2, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan  
Phone : 011-204-5872

#### 北海道教育庁後志教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月26日

北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）
  - (2) 調達台数及び調達予定枚数 13台及び1月当たり 147,351枚
- 2 落札を決定した日  
令和3年3月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社川端文化堂
  - (2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目18番地
- 4 落札金額
  - (1) 基本料金
    - ア 機種その1 28,000円
    - イ 機種その2 28,000円

- ウ 機種その3 28,000円
- エ 機種その4 28,000円
- オ 機種その5 28,000円
- カ 機種その6 9,500円

#### (2) 1枚当たりの単価

- ア 機種その1 2.5円
- イ 機種その2 2.5円
- ウ 機種その3 2.5円
- エ 機種その4 2.5円
- オ 機種その5 2.5円
- カ 機種その6 1.69円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

令和3年2月5日付け北海道教育庁後志教育局告示第5号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

#### 北海道教育庁渡島教育局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月26日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
  - A重油（J I S 1種1号）（1リットル当たりの単価） 863,500リットル
- 2 落札を決定した日  
令和3年3月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 道南石油株式会社
  - (2) 住 所 函館市大町9番20号
- 4 落札金額  
83.50円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

令和3年1月26日付け北海道教育庁渡島教育局告示第3号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
  - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

**北海道教育庁渡島教育局告示第44号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月26日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 落札に係る特定役務の名称及び調達予定数量

(1) 北海道函館養護学校スクールバス運行業務

- ア Aコース(1日3便)(1日当たりの単価) 37日
- イ Aコース(1日2便)(1日当たりの単価) 166日
- ウ Bコース(1日3便)(1日当たりの単価) 117日
- エ Bコース(1日2便)(1日当たりの単価) 86日
- オ Bコース(1日1便)(1日当たりの単価) 203日

(2) 北海道七飯養護学校スクールバス運行業務(通常分)

- ア 5号線コース(1日3便)(1日当たりの単価) 119日
- イ 5号線コース(1日2便)(1日当たりの単価) 87日
- ウ 産業道路コース(1日2便)(1日当たりの単価) 206日
- エ 五稜郭コース(1日3便)(1日当たりの単価) 119日
- オ 五稜郭コース(1日2便)(1日当たりの単価) 87日

(3) 北海道七飯養護学校スクールバス運行業務(増便等分)

- ア 産業道路コース(1日1便)(1日当たりの単価) 206日
- イ 北斗市コース(1日3便)(1日当たりの単価) 119日
- ウ 北斗市コース(1日2便)(1日当たりの単価) 87日

2 落札を決定した日

令和3年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

- ア 氏名 函館バス株式会社
- イ 住所 函館市高盛町10番1号

(2) 1の(2)及び(3)

- ア 氏名 有限会社大沼交通
- イ 住所 亀田郡七飯町字大沼町278番地6

4 落札金額

(1) 1の(1)

- ア 64,830円
- イ 51,400円
- ウ 63,510円
- エ 50,070円
- オ 20,000円

(2) 1の(2)

- ア 55,960円
- イ 46,390円
- ウ 49,990円
- エ 61,960円
- オ 51,190円

(3) 1の(3)

- ア 34,810円
- イ 60,240円
- ウ 51,190円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

(1) 1の(1)

令和3年3月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第27号

(2) 1の(2)

令和3年3月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第29号

(3) 1の(3)

令和3年3月2日付け北海道教育庁渡島教育局告示第31号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

**北海道教育庁留萌教育局告示第18号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月26日

北海道教育庁留萌教育局長 上 田 哲 史

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- タブレット型端末 一式 3台分
- 2 落札を決定した日  
令和3年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社ビジネスPLUS  
(2) 住所 留萌市栄町2丁目2番3号
- 4 落札金額  
163,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和3年2月19日付け北海道教育庁留萌教育局告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課総務係  
(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地

### 道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和2年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>）から閲覧することができる。

令和3年3月26日

北海道監査委員 富原 亮  
北海道監査委員 北口 雄幸  
北海道監査委員 深瀬 聡  
北海道監査委員 佐藤 敏

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成30年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政

局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>）から閲覧することができる。

令和3年3月26日

北海道監査委員 富原 亮  
北海道監査委員 北口 雄幸  
北海道監査委員 深瀬 聡  
北海道監査委員 佐藤 敏

### 道 警 察 本 部 告 示

#### 北海道警察本部告示第176号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月26日

北海道警察本部長 小島 裕史

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 自動車ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価）                  | 99,000リットル  |
| (2) 自動車ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価）                  | 755,000リットル |
| (3) 軽油（JIS各号）（1リットル当たりの単価）                       | 78,000リットル  |
| (4) ガソリンエンジン用オイル（SM級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価）  | 3,700リットル   |
| (5) ディーゼルエンジン用オイル（CF級以上のマルチグレードタイプ）（1リットル当たりの単価） | 900リットル     |
- 2 落札者を決定した日  
令和3年3月12日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 北海道エネルギー株式会社  
(2) 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 4 落札金額  
(1) 155円  
(2) 143円  
(3) 130円  
(4) 1,300円  
(5) 1,100円
- 5 契約の相手方を決定した手続

道 警 察 署 告 示

旭川方面留萌警察署告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月26日

北海道旭川方面留萌警察署長 松 谷 剛

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇「るもい」機関部中間検査整備 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から60日間
- (4) 履行場所 北海道と受注者が協議した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「物品の購入（産業用機械器具類の機械修繕に限る。）」又は「船舶の建造又は修理」のいずれかの資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 独国MTU社製「MTU 8 V 2000 M93型」の分解検査及び修理について、当該内燃機関の製造業者と業務提携している者又は業務提携している者の代理者であること。
- (5) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月26日（金）から同年4月22日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月29日付け北海道警察本部告示第49号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部装備課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察北見方面本部告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月26日

北海道警察北見方面本部長 車 久 司

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 自動車用ガソリン（JIS1号）（1リットル当たりの単価） 52,200リットル
- (2) 自動車用ガソリン（JIS2号）（1リットル当たりの単価） 131,500リットル
- (3) 軽油（JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号）（1リットル当たりの単価） 8,500リットル

2 落札を決定した日

令和3年3月11日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 北見石油販売株式会社
- (2) 住所 北見市とん田西町378番地2

4 落札金額

- (1) 164円
- (2) 153円
- (3) 141円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月26日付け北海道警察北見方面本部告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察北見方面本部会計課
- (2) 所在地 北見市青葉町6番1号

北海道旭川方面留萌警察署会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川方面留萌警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署2階会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号 北海道旭川方面留萌警察署会計課）

(2) 入札日時 令和3年5月6日（木）午後2時（送付による場合は、同日午前10時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書及び仕様書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵便による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道旭川方面留萌警察署のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/rumoi-syo/>）においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道旭川方面留萌警察署会計課

(2) 所在地 郵便番号 077-0021 留萌市高砂町3丁目5番1号

(3) 電話番号 0164-42-0110 内線 230

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat RUMOI (Model MTU8V2000M93) engine inspection and repair services : 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., May 6, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., May 6, 2021)

C Contact : Finance Section, Hokkaido Asahikawa Area Rumoi Police Station,  
Takasago-cho 3-chome 5-1, Rumoi, Hokkaido 077-0021 Japan  
Phone : 0164-42-0110 Extension 230